

(変更後)

## 訪問介護事業所たまゆの杜

### 介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 隠岐共生学園が設置する訪問介護事業所たまゆの杜（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス）（以下、「訪問サービス（従前型）」、「訪問型サービス A（緩和型）」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
  - 4 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所たまゆの杜
- (2) 所在地 松江市玉湯町湯町 1924 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者 2名(常勤兼務)

- ・ 訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・ 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 従事者 4名(常勤兼務3名、非常勤1名)

ただし、業務の状況により、増減員することができるものとする。

従事者は、個別サービス計画等に基づき訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)の内容)

第7条 事業所で行う訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)の内容は次のとおりとする。

(1) 個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する内容

(3) 身体介護に関する内容(訪問型サービスA(緩和型)は除く)

(利用料等)

第8条 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）を提供した場合の利用料の額は、松江市が定める基準上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた額とする。

2 前項の利用料等の支払いを受けたときには、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

3 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 利用料は、別紙のとおりとする。

※ 別紙料金表の改定

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松江市とする。

(衛生管理等)

第10条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるもの

とする。

- 2 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （苦情処理）

- 第 1 2 条 訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した訪問サービス（従前型）・訪問型サービス A（緩和型）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第 1 3 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
  - 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

- 第 1 4 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 2 事業所は、訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
  - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

- 第16条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を松江市へ届け出なければならない。
- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
  - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
  - (3) 現に訪問サービス(従前型)・訪問型サービスA(緩和型)を受けている者に対する措置
  - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月9日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和3年3月23日一部改正)

この規程は、令和3年3月23日から施行する。

但し、改正条文については令和3年4月1日から適用する。

(令和4年9月21日一部改正)

この規程は、令和4年9月21日から施行する。

但し、改正条文については令和4年10月1日から適用する。

(令和6年3月21日一部改正)

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

但し、改正条文については令和6年4月1日から適用する。

(令和6年5月 日一部改正)

この規程は、令和6年5月 日から施行する。

但し、改正条文については令和6年6月1日から適用する。